

⑧

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
B

第1	Xの供述調書は、Xが賭博事件の被告人であるとして全面的に認めるところであるから、自白証拠である。そこで、Xの供述はAの身代りにして出頭し、Aの指図通りに供述していること、自白法則(憲法第37条第2項、刑事訴訟法第199条第1項)が適用され、供述調書の証拠能力が否定されるのではないか。
5	自白法則の趣旨は、任意性の確保にあるが、自白が類型的に虚偽であることが多く、裁判を防止すること、被疑者の黙秘権や供述の自由を害すること、これを防止することにある。そこで、「任意に認めない証言は自白から虚偽の自白を誘発する情状にあること、被疑者の黙秘権、供述の自由を不当に侵害する情状にあること」が判断点か。
10	判断する。
	2. 本件において、確かに自白法則が想定する捜査機関による自白の強制等、事情は異なるから、自白法則の適用は否かと思える。しかし、自白法則の趣旨が、虚偽の自白に基づく裁判の防止にある場合は、虚偽の自白を誘発する者が捜査機関側、若しくは被疑者側であるか、無関係であるか、など、Aが、虚偽の自白をするように誘導し、場合によっては自白法則は適用される余地がある。これは、「適用除外」か、Xとて、Aは遊戯仲間、先輩である人であるから、先輩が、自白するように誘導し、これを強制することは、一般的に難しいから、
15	別に相反して、Aさんの言うことに従うことが、なにより重要であること、Xの供述は、Xの自由及び供述の自由は侵害されている。また、仮にXが有罪とされても罰金という軽い刑罰で済むと利益誘導され、その罰金もAが負担すると言われていること、Xは、Aの言うことに関わらず後々起る不利益よりAの言うことに関与して得る利益の方が不利益に小さいと考えるはずである。
20	したがって、虚偽自白を誘発する状況下、Xはあえて自白する。
25	よって、Xの自白は、「任意に認めない証言は自白」といって、自白法則が適用される結果、Xの供述調書の証拠能力は

自白の定義→本件は認められず、証拠能力あり。

→ 認否ok.

↓ 7207 ok.

→ 認否ok.

→ 適用除外あり。

本件は特例と認められず。

→ 適用除外あり。

→ 適用除外あり。

→ 「脅迫」が認められ、虚偽自白の証拠能力あり。

→ 証拠能力あり。

有定である。

↓-1/2 点 配点 1/2 点 である。

以上

本問へ特徴を述べた上で、その点の重要性を述べた。

5

また、その点の重要性を述べた上で、その点の重要性を述べた。

他方、特許法第4条の2第1項の「発明の高度な技術的進歩」は、A1の発明は、その点の重要性を述べた上で、その点の重要性を述べた。

自由法則に依る関係性(整理)の点の重要性を述べた。また、その点の重要性を述べた。

10

15

20

25

30

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。